

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
 - 指定通所支援の事業の廃止の届出
 - 指定居宅サービス事業者の指定
 - 〃
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 〃
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 土地改良事業の施行認可
 - 漁船保険付保義務の消滅
- 【公告】
- 土地改良区役員の退任及び就任届
 - 公共測量の実施
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 〃
 - 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

指導監査課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

耕地課

耕地課

水産課

耕地課

耕地課

監理課

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百三十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

プラム放課後

2 所在地

笠岡市美の浜二六―二九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ウゴカス

2 主たる事務所の所在地

笠岡市美の浜二六―二九

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一三二二

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百三十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま笠岡事業所

2 所在地

笠岡市美の浜二六一―二九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

トラスティ株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市南区宗津三八五―二

三 廃止年月日

令和六年九月三十日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇五八

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所 Links

2 所在地

岡山県玉野市田井一丁目九番九号 ディアス・プエンテB一〇二号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社原田屋

2 所在地

岡山県玉野市田井一丁目一番二〇号

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一五六八

五 サービスの種類

訪問介護

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションこやま

2 所在地

岡山県総社市清音上中島二三九番地四 コーポ清音二〇二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ナーシングケア小山

2 所在地

岡山県総社市清音上中島二三九番地四

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一四七八

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

P・A・C訪問看護ステーション日生

2 所在地

岡山県備前市日生町日生一四三九―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社P・A・C

2 所在地

岡山県備前市日生町寒河二四一八番地一

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三六一一九〇〇四八

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションPLUS備前

2 所在地

岡山県備前市西片上一三七四番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ACTIPEX

2 所在地

岡山県岡山市東区西大寺中野五一七番地九

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三六一一九〇〇五五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第四百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションこやま

2 所在地

総社市清音上中島二三九番地四 コーポ清音二〇二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ナーシングケア小山

2 主たる事務所の所在地

総社市清音上中島二三九番地四

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五九八

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区7号

小規模土地改良（かんがい排水）事業

錦東32―1樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦六区横11南樋門

桜川北沖2番川樋門

西七区6号樋門

北七区支線35号

北七区支線48号2

北七区支線50号2

北七区支線85号

宗津川丘2番交差東樋門

川張潮廻し1号樋門

三 認可年月日

令和六年九月十九日

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

◎岡山県告示第四百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和二年岡山県告示第四百七十六号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年九月七日限り、消滅した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 九幡加入区

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

〔五一七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。
令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称
那岐池土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

氏名

住 所

芦田 元

有宗 啓三

勝田郡奈義町滝本一六〇一
〃
〃
〃 一二五八―二

理事別
理事
〃

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

〔五一八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区建部町 田地子地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年八月十三日から令和七年三月三十一日まで	測量期間

〔五一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市五日市字コイ三二番一、三三番一、三五番一、三七番、三八番一、三九番一、四一番一、四二番一、四三番一、五四番、五六番一、五七番、五九番二、六〇番、六九番二、六九番七、七九番一、八〇番一、八六番、八七番、八八番、八九番一、三二番一地先から六五番一地先まで道、三二番一地先から四三番一地先まで道、八九番一地先から六九番二地先まで水路、六五番一地先から五七番地先まで水路、六〇番地先から五九番二地先まで水路、五七番地先から五五番地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島八島一五一〇番地一

晴れの国岡山農業協同組合

代表理事組合長 内藤 敏男

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月十日岡山県指令建指第二四八号

令和6年10月1日 岡山県公報 第12639号

〔五二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下仁保字中庄七二二番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市河本七三一番地コリーヌサンヨー二〇二号室

花房 数磨

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月十九日岡山県指令建指第一七七号

〔五二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市五日市字コイ三二番一、三三番一、三五番一、三七番、三八番一、三九番一、四一番一、四二番一、四三番一、五四番、五五番一、五七番、五九番二、六〇番、六九番二、六九番七、七九番一、八〇番一、八六番、八七番、八八番、八九番一、三二番一地先から六五番一地先まで道、三二番一地先から四三番一地先まで道、八九番一地先から六九番二地先まで水路、六五番一地先から五七番地先まで水路、六〇番地先から五九番二地先まで水路、五七番地先から五五番地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路、緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島八島一五一〇番地一

晴れの国岡山農業協同組合

代表理事組合長 内藤 敏男

五 許可年月日及び許可番号

令和六年九月十日岡山県指令建指第二四八号